

東松山市税条例等の改正概要

【令和3年6月】

地方税法の一部改正に伴い、東松山市税条例等の次に掲げる事項が改正されました。

(1) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額の据置措置

新型コロナウイルス感染症の影響による納税者の負担感への配慮から、地価の上昇により令和3年度の固定資産税及び都市計画税の課税標準額となるべき額が、前年度の課税標準額を超える土地については、令和3年度に限り前年度の課税標準額に据え置く措置が講じられました。

【施行日：令和3年4月1日】

(2) 所得税住宅借入金等特別控除の適用要件の拡充に伴う個人住民税における措置

所得税において控除期間を最長13年とする住宅借入金等特別控除の適用要件が拡充されたことに伴い、この控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額を個人住民税から控除する措置が令和17年度まで延長となりました。

【施行日：令和3年4月1日】

(3) 個人住民税の医療費控除におけるセルフメディケーション税制（特定一般用医薬品等の購入費に係る特例措置）の延長

個人住民税の医療費控除におけるセルフメディケーション税制が令和9年度まで延長となりました。

【施行日：令和4年1月1日】

(4) 生産性革命の実現に向けた設備投資における固定資産税の特例措置の延長

中小事業者等が令和5年3月31日までに取得した一定の先端設備等（事業用家屋及び償却資産）について、固定資産税が新たに課税となる年度から3年度分に限り0とする措置が講じられました。

【施行日：令和3年6月16日】